

地方独立行政法人岡山市立総合センター病院封筒広告募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地方独立行政法人岡山市立総合センター有料広告掲載要綱（令和6年7月5日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「法人」という。）が使用する病院封筒に掲載する広告を募集するため、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 地方独立行政法人岡山市立総合センター病院封筒の裏面を利用した広告

(広告の制限)

第3条 掲載する広告は、法人の社会的な信頼を損なうことがないものとし、詳細は要綱の第3条に定める。

(広告掲載位置及び枠数)

第4条 広告の掲載は、地方独立行政法人岡山市立総合センター病院封筒の裏面、角形2号は枠数4枠。長形3号は、枠数4枠とする。なお、広告掲載位置は、病院が定める。

※なお、予定枠数を超える応募があった場合、内容等を審議の上、選定する。

(掲載料)

第5条 掲載料は、1枠につき角形2号は60,000円（消費税及び地方消費税別）、長形3号は24,000円（消費税及び地方消費税別）とする。

2 広告主は、病院の発行する請求書にて、指定する期日までに掲載料を一括して前納するものとする。

(募集方法)

第6条 広告募集は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターホームページで行う。
ホームページURL (<https://okayama-gmc.or.jp/>)

(募集期間)

第7条 令和6年12月23日（月）から令和7年2月10日（火）

※土曜日、日曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日を除く。

(申込方法)

第8条 広告掲載の申込者は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター有料広告掲載申込書（様式1号）（以下、「申込書」という。）に添付書類を添えて地方独立行政法人岡山市立総

合医療センター岡山市立市民病院用度課まで持参、または郵送するものとする。

- 2 広告原稿（制作に係る費用は、申込者の負担となります。）は、PDFのファイルで作成し、申込書を提出の際に指定するメールアドレスに提出するものとする。電子メールの件名には「地方独立行政法人岡山市立総合センター 病院封筒広告応募」とし、本文には申込者の住所・氏名（法人にあっては名称および代表者氏名）を記入し、データを添付して提出するものとする。

<データ提出先>

E-mail shimin_youdo@okayama-gmc.or.jp

（掲載期間）

第9条 令和7年4月1日～令和8年3月31日に作成したものが終了するまでの間とする。

（掲載規格）

第10条 掲載規格は、次のとおりとする。

封筒種類	募集枠数	広告枠（1枠）大きさ	予定印刷枚数	掲載箇所
角形2号	4枠	縦11.0cm×横10.0cm	約5,000枚	封筒の裏面 （刷り色:単色）
長形3号	4枠	縦3.5cm×横10.0cm	約20,000枚	

（原稿の作成等）

第11条 広告主は、広告原稿を指定する方法により作成し、指定する期日までに提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（掲載の決定等）

第12条 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター理事長（以下「理事長」という。）は、申込書の提出があった時は、要綱第6条に定めるところにより広告掲載の可否を決定する。

- 2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときには、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター有料広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により、申込者に通知しなければならない。

（広告内容の変更）

第13条 広告内容が、要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して、その変更を求めるものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しない時、又は納付する見込みがない時
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がない時
- (3) 広告主に起因する事件等が発生した場合
- (4) 理事長が、広告主としてふさわしくないと認める時、又は法人の運営上必要があると認める時

- 2 理事長は、広告掲載の決定を取り消す場合は、すみやかに地方独立行政法人岡山市立総合医療センター広告掲載取消決定通知書（様式第 3 号）により、広告主に通知しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第 15 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げるときは、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター広告掲載取り下げ届（様式第 4 号）により、理事長に届け出なければならない。

- 2 広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

(損害賠償)

第 16 条 広告掲載内容により、法人が損害を被った場合は、理事長は、当該広告主に対し、損害賠償を求めることができる。

(広告掲載料の還付)

第 17 条 納付された掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できない場合には、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第 18 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要項は、令和 6 年 1 2 月 2 3 日から施行する。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 有料広告掲載申込書

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

理事長 松本 健五 様

事業所所在地：

名 称：

代 表 者：

印

電 話 番 号：

担 当 者：

下記のとおり、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターが使用する病院封筒に広告を掲載したいので申し込みます。

記

広告掲載希望 封筒種類	☐ 角形 2 号裏面 ☐ 長形 3 号裏面 ※希望封筒の□にチェックして下さい。
広 告 内 容	
添 付 物	・ 広告原稿 ・ 業務内容等が分かる書類
そ の 他	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター有料広告掲載要綱、 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター病院封筒広告募集 要項を遵守します。

(様式第2号)

令和 年 月 日

様

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
理事長 松本 健五

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 有料広告掲載審査結果通知書

令和 年 月 日付で申し込みのあった地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
有料広告掲載の可否について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

広 告 内 容	
広告掲載可否	
掲 載 期 間	令和 年 月から、 印刷枚数の使用（配布）が終了するまで
掲 載 料	円 ※別紙、納入通知書兼領収書にて、 年 月 日までに ご入金ください。
そ の 他	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター有料広告掲載 要綱、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター病院封筒 広告募集要項を遵守すること。

(様式第 3 号)

令和 年 月 日

様

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
理事長 松本 健五

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 広告掲載取消決定通知書

令和 年 月 日付により、決定した下記のとおり地方独立行政法人岡山市立総合医療センター広告掲載について、下記の理由により取り消すことを決定したので通知します。

記

広 告 内 容	
取 消 理 由	

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 広告掲載取り下げ届

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
理事長 松本 健五 様

事業所所在地：
名 称：
代 表 者：
電 話 番 号：

⑩

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターが使用する病院封筒への広告について、次のとおり、広告掲載を取り下げたいので届け出ます。

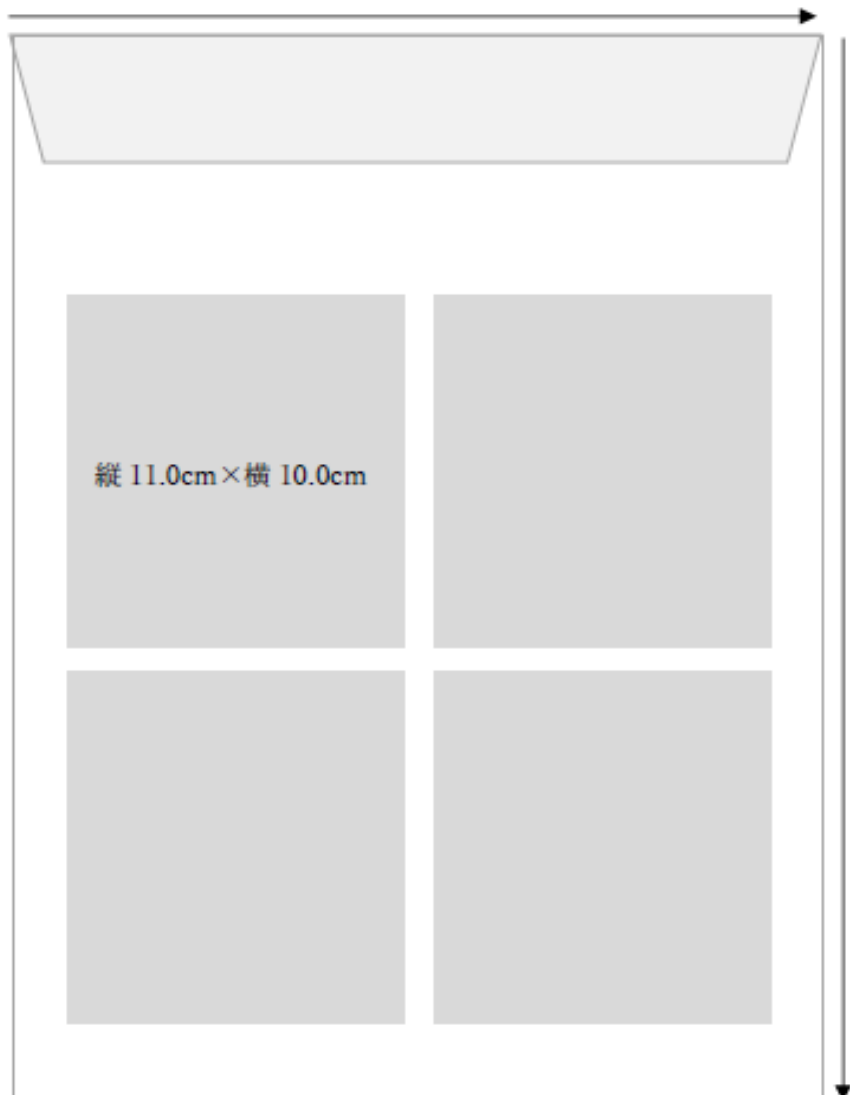
記

取り下げ理由	
取り下げ年月日	令和 年 月 日から



角2形

24.0cm



縦 11.0cm × 横 10.0cm

33.2cm

長3形

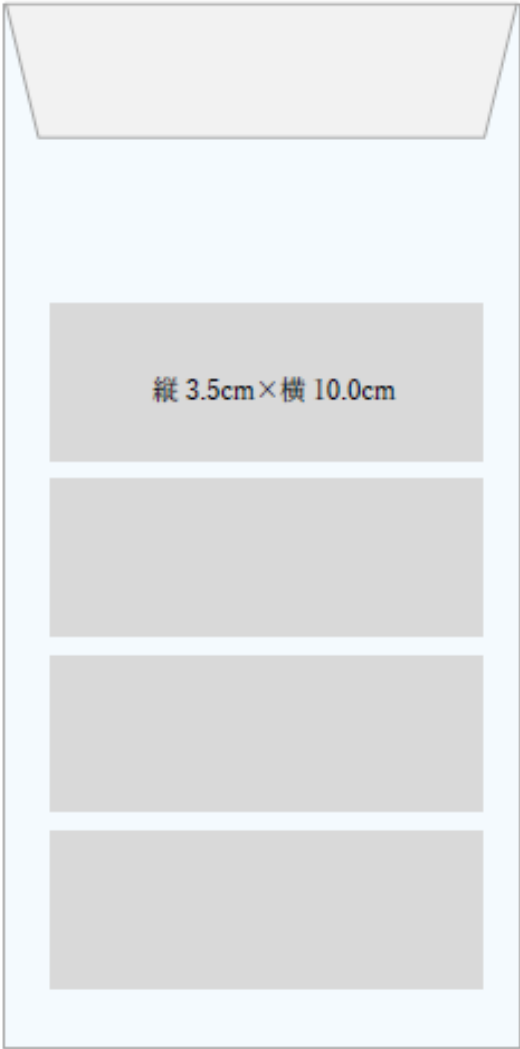


地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

☐ **岡山市立市民病院**
 〒700-8557 岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号
 TEL:086-737-3000 FAX:086-737-3019
 FAX:086-737-3011(患者紹介用)※24時間対応
<https://okayama-gmc.or.jp/shimin/>


☐ **岡山市立せのお病院**
 〒701-0205 岡山市南区殊尾850番地
 TEL:086-282-1211 FAX:086-281-2877
 FAX:086-282-9218(外来直通)
<https://okayama-gmc.or.jp/senoo/>


12.0cm



23.5cm

縦 3.5cm×横 10.0cm